

警報が発令された場合の対応について

平素より、児童の安全確保につきましてご配慮とご協力を賜り、ありがとうございます。梅雨や台風の時期には警報が発令される場合があります。標記の件についてお知らせしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

○ 特別警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報が発令された場合

- ・午前6時30分の時点で岡山市に上記の警報が発令されていた場合は、**臨時休業**となります。また、石井中学校区に「避難指示」が発令された場合も**臨時休業**となります。
- ・**登校後に上記の警報が発令された場合のみ**、PTA携帯メールサービスでお知らせし、安全に配慮しながら一斉下校とします。

○ 上記以外の警報が発令された場合

- ※ **大雨洪水警報などの上記以外の警報では臨時休業になりません。**
ただし、用水路の増水や道路の冠水等で、通学に危険が生じると判断される場合は、自宅に待機し、学校にご連絡ください。

○ 給食について

- ・給食中止が「前日の12時まで」に決定した場合、事前に文書で連絡します。
緊急に中止が決定した場合には、PTA携帯メールサービスでお知らせします。

給食実施については、岡山地方気象台の情報等に基づき、『翌朝までに暴風警報の発令が予測される場合は、可能な限り前日の昼12時まで決定すること』となっています。

- ※ ご家庭からの電話による問い合わせが相次ぎますと、電話回線がふさがり、必要な連絡がとれなくなります。**電話でのお問い合わせはご遠慮ください。**

【特別警報が発令された場合】

直ちに命を守る行動をとり、最大限の警戒をお願いします。登校前であれば臨時休業とし、登校後であれば、迎えを待って保護者への引き渡しを行います。

【震度5弱以上の地震が発生した場合】

前日の午後5時から当日の登校時に岡山市に「震度5弱以上の地震」が発生した場合は、**臨時休業**とします。登校後に発生した場合は保護者への引き渡しとなりますので、お迎えをお願いします。